

入会の基準及び手続並びに入会金及び会費に関する規程

制定 平成22年6月10日（総会議決）

最近改正 平成28年6月14日（総会議決）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会定款（以下、単に「定款」という。）第11条の規定に基づく会員の入会の基準及び手続並びに第12条の規定に基づく入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

（入会基準）

第2条 会員の入会については、次の会員区分ごとに定める基準に基づき理事会の審査によりその可否を決定する。

（1）正会員 この協会の目的に賛同する法人で、下記のいずれかに該当する法人

- ① 下水道管路管理技士の合格者を有する法人
- ② 管路管理にかかる機器を保有する法人
- ③ 管路管理にかかる機器・材料等を製作、又は供給を行っている法人

（2）特別会員 この協会の目的に賛同し、下水道管理について学識経験を有する者

（3）賛助会員 この協会の目的に賛同し、この協会の事業を賛助するために入会を希望する法人又は団体

（入会申込）

第3条 正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、正会員は当該支部長に、特別会員及び賛助会員は会長に申し込まなければならない。

（入会審査、決定）

第4条 正会員の入会については、前条の規定により申込を受けた支部を經由して、理事会の審査によりその可否を決定し、会長はその結果を申込者に通知するものとする。

2 特別会員及び賛助会員の入会については、理事会の審査によりその可否を決定し、会長はその結果を申込者に通知するものとする。

3 前2項の規定により入会可の通知を受けた者は次条に定める入会金を納入したときに会員資格を取得するものとする。

（入会金）

第5条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、前条に定める入会承認の決定を受けた日から30日以内に、次に定める入会金及び次条に定める会費の初年度分を納入するものとする。

正会員、賛助会員 300,000円

（会費）

第6条 会員は次の会員区分により会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 306,000円

ただし、2以上の支部に所属して活動を行う正会員は、上記会費のほか1支部増えるごとに66,000円をさらに会費として納入する

(2) 賛助会員 270,000円

ただし、支部に加入する賛助会員については、最初の1支部は36,000円を、2支部以上の場合は1支部増えるごとに1支部当たり66,000円をさらに会費として納入する

(3) 特別会員 10,000円

2 会費は、毎年5月末日までに納入するものとする。ただし、会員が希望するときは当初の納入期限までに申し出て、前期及び後期に分割し、前期分は5月末日まで、後期分は10月末日までに納入することができるものとする。

3 年度途中で入会した場合の会費は、第4条の規定により理事会が入会承認をした日の属する月から月割りで計算した額を納入する

(支部特別会費)

第7条 支部は、支部が定めた事業計画に基づき実施する事業経費に充てるため、支部全体会及び理事会の決議により、前条の会費とは別に当該支部会員より支部特別会費を徴収することができるものとする。

2 前項において、支部内の一部の部会のみ事業について支部特別会費が必要となる場合は、当該部会員のみから徴収することができるものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年6月10日から施行する。

2 「入会手続並びに会費等に関する細則」及び「会費等並びに支部及び都府県部会への予算配分に関する規程」は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成28年6月14日から施行する。